平成２９年（フ）第１０７１号
札幌市北区屯田７条11丁目４番15号　ラ・カームテラス105号
破産者　須藤　直利
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９３号
札幌市北区北27条西９丁目５番23号　ドミホワイト103号
破産者　守口　尚志
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
仙台市若林区若林１丁目６番55号　グリーンガーデンハイツ307
破産者　戎　　啓彰
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
仙台市太白区八木山南５丁目１番地の10　タカヤマハイツ207、従前の住所仙台市青葉区下愛子字町11番地の４
破産者　酒井佐智子
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚164番地２
破産者　林　　和典
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
仙台市若林区沖野２丁目10番20号　コーポ愛真102
破産者　小峰　直之
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
仙台市青葉区北根３丁目25番30―408号、開始決定時の住所仙台市泉区住吉台西４丁目14番地の13
破産者　大村　健太
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１６号
仙台市宮城野区宮城野１丁目11番22号　グリーンハイツ宮城野205、従前の住所仙台市宮城野区原町１丁目１番28号　クレージェ原町111
破産者　梶原　　優
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
宮城県塩竈市南錦町10番７号　パセオプラシード伝上山ヒルズ101号
破産者　梅津　文明
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
秋田県大館市字一心院南21番地７サザンハイツ２ＦＩ号、借入時の住所秋田県大館市御成町２丁目３番22号
破産者　瀬戸　新一
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第３０号
茨城県石岡市南台４丁目11番１号
破産者　野口　博敏
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６００号
埼玉県川越市新宿町４丁目２番地７　コーポレート川越新宿１号棟211、旧住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目14番１号
破産者　多賀　晃二
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０１号
埼玉県川越市新宿町４丁目２番地７　コーポレート川越新宿１号棟211、旧住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目14番１号
破産者　多賀眞紀子
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
埼玉県川口市芝下２丁目30番９号
破産者　齋藤加津正
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１５号
埼玉県上尾市本町２丁目７番25号　ハイツカトレアＢ
破産者　新井　治明
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７５号
横浜市青葉区青葉台１丁目９番地　青葉台団地２―307
破産者　松崎　秀徳
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲6880番地
破産者　東　　宏吉
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部